

平成22年6月16日（水曜日）

議事日程第3号

平成22年6月16日（水曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第101号 大仙市公告式条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第3 議案第102号 大仙市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第4 議案第103号 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第5 議案第104号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第6 議案第105号 大仙市過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第7 議案第106号 大仙市協和農業体験学習館条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第8 議案第107号 大仙市公園条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第9 議案第108号 大仙市神岡神清水コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第10 議案第109号 大仙市仙北健康広場設置条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第11 議案第110号 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

- 第 1 2 議案第 1 1 1 号 大仙市立武道館に関する条例の一部を改正する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 3 議案第 1 1 2 号 大仙市太田国民健康保険歯科診療所長の給与の特例及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 4 議案第 1 1 3 号 大仙市すこやか子育て手当支給条例を廃止する条例の制定について (質疑・委員会付託)
- 第 1 5 議案第 1 1 4 号 字の区域の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 6 議案第 1 1 5 号 平成 2 2 年度大仙市簡易水道事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 7 議案第 1 1 6 号 平成 2 2 年度大仙市公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 8 議案第 1 1 7 号 平成 2 2 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 1 9 議案第 1 1 8 号 平成 2 2 年度大仙市農業集落排水事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 2 0 議案第 1 1 9 号 平成 2 2 年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について (質疑・委員会付託)
- 第 2 1 議案第 1 2 0 号 平成 2 2 年度大仙市一般会計補正予算 (第 3 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 2 議案第 1 2 1 号 平成 2 2 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 3 議案第 1 2 2 号 平成 2 2 年度大仙市土地区画整理事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 4 議案第 1 2 3 号 平成 2 2 年度大仙市簡易水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 5 議案第 1 2 4 号 平成 2 2 年度大仙市公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)
- 第 2 6 議案第 1 2 5 号 平成 2 2 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算 (第 1 号) (質疑・委員会付託)

第27	議案第126号	平成22年度大仙市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	（質疑・委員会付託）
第28	議案第127号	平成22年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第1号）	（質疑・委員会付託）
第29	議案第128号	財産の取得について	（説明・質疑・委員会付託）
第30	議案第129号	工事請負契約の締結について	（説明・質疑・委員会付託）
第31	陳情第17号	市道立倉布又線並びに上宿布又線道路拡幅改良に関することについて	（委員会付託）
第32	陳情第18号	仙北組合総合病院に歯科口腔外科を設置する要望について	（委員会付託）

出席議員（29人）

1番	大野忠夫	2番	佐藤文子	3番	後藤健
4番	佐藤隆盛	5番	藤井春雄	6番	杉沢千恵子
7番	茂木隆	8番	小山緑郎	9番	小松栄治
10番	富岡喜芳	11番	佐藤清吉	12番	石塚柏
13番	金谷道男	14番	武田隆	15番	渡邊秀俊
16番	高橋敏英	18番	佐藤芳雄	19番	大山利吉
20番	北村稔	21番	高橋幸晴	22番	本間輝男
23番	橋本五郎	24番	藤田君雄	25番	橋村誠
26番	佐藤孝次	27番	千葉健	28番	鎌田正
29番	竹原弘治	30番	児玉裕一		

欠席議員（1人）

17番	菊地幸悦
-----	------

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	山王丸愛子	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	老松博行

企画部長	小松辰巳	市民生活部長	元吉峯夫
健康福祉部長	武藤芳和	農林商工部長	藤原薫
建設部長	田口隆志	病院事務長	伊藤和保
水道局長	藤田良雄	教育次長	高橋修司
教育次長	青谷晃吉	総務課長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長	佐々木誠治	参事	竹内徳幸
主幹	伊藤雅裕	主査	菅原直久
主事	中川智晴		

午前10時00分 開 議

○議長（児玉裕一君） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は17番菊地幸悦君、遅刻の連絡があったのは16番高橋敏英君です。

○議長（児玉裕一君） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（児玉裕一君） 日程第1、本会議第2日に続き、一般質問を行います。

2番佐藤文子君。はい、2番。

○2番（佐藤文子君）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。今定例会の最後の一般質問者として、通告に従い質問させていただきます。

最初に、高齢者が安心して暮らせるまちのためにということで2点お尋ねいたします。過疎地域の自立促進を図るための法律「過疎地域自立促進特別措置法（過疎法）」が改正され、4月1日から施行されております。

今回の主な改正は、6年間の延長とすること、対象地域の拡大、そして、これまで過疎対策事業債の対象を施設整備などハード面に限定していたものをソフト事業にも広げたことなどが挙げられるようです。ソフト事業とは、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化、情報端末活用による買い物支援等の情報通信基盤の利活用など、10分野にわたるソフト対策事業例を示しており、住

民が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業のよう
であります。

また、この制度の運用にあたっては、衆議院総務委員会決議で過疎地域の実情に応じ
た主体的かつ創意工夫に富んだソフト対策の取り組みを十分尊重することと国に求めて
いるようであります。

いずれこれらは市町村計画で定めることになるようであります。

さて、急速な高齢化のもとで住民が将来にわたり安心して暮らす上で高齢者の悩みは、
まずスーパーや近所に店がないために買い物ができない、タクシーを利用するにも限界
がある、軽度生活援助サービスは助かるが利用回数に限度があって、自分で見て選ぶ当
たり前の買い物をしたいがそれができない。2つ目には、冬の除排雪が困難になった。
除雪サービスはあるが除雪範囲も狭くて、それ以前に雪寄せそのものが体力的に大変に
なった。このように、ごく日常的な生活を営む上での困難が大きくなっているのであり
ます。

このことは一昨年6月に市が行いました小規模高齢化集落現況調査結果で「日常生
活において不便を感じているものは？」の問いに、「スーパーや商店までの距離が長く、
買い物が大変だ。」また、「病院や診療所への距離が長くて通院が大変だ。」、さらに
「雪下ろしや除排雪作業が大変。」、この3つで全体の半数を占めていることから、
高齢者が安心して暮らせるためには買い物や除排雪、交通対策は最重要課題だと言えま
す。

改正過疎法の活用が、これらの困難の解消に大いにつながるような抜本的な対策が計
画されるよう願うものであります。

そこで伺います。高齢者等の日常生活を支えるため、これからはもっときめ細かな交
通システムを確立することと同時に、自分で見て自分で選ぶ買い物ができるような体制
づくりとして、例えば移動スーパーなど食料品、衣類、雑貨類などの日常生活用品を調
達できるようにするための商工会や商店の協力を得て組織化することとそれへの支援な
ど必要と考えるものですが、いかがなものでしょうか。

2つ目には、高齢化に伴って除雪問題は深刻であり、重要な課題であります。大変な
除排雪作業解消のため、消雪組合を作って、工事費、電気料に市の補助を受け、消雪に
よる除雪を行っている自治会が出ております。今後ますますこうした消雪化の需要が高
まるものと考えます。しかし、高齢化が進み過ぎて自治会組織化が困難であったり、高

い自己負担が伴うなど、自治会任せではカバーすることは十分ではありません。今後は融雪・消雪化の推進など、高齢化率の高い行政区、住宅地、集落での冬期の生活道路の確保策をきめ細かく立てる必要もあると思います。高齢者にやさしい道路行政の一考となれば幸いです、お考えはないのでしょうか。

2番目に、国保税の申請減免の充実についてお尋ねいたします。

誰もが安心して受けられる医療、そのための国民皆保険であり、国民健康保険であるはずなのに、その財源を支える国保税は年々基準所得額が減少し、滞納世帯は増加し、滞納が続く世帯への資格証明書の発行が203件、これは平成21年10月31日の段階ではありますが、異常な事態が進行しております。

もともと国保加入者は高齢者、農林業、自営業、無職者など低所得者が多く、加えて非正規労働者、失業者の増加が一層低所得層を広げております。基準所得100万円未満の世帯割合は、平成18年度には55.91%だったものが今年度には62.98%と7.07%も増加しているわけであります。こうした低所得層にも重い負担の国保税がかけられていることが滞納世帯を増やす一番の原因と考えます。

平成21年度の国保税改正時に示されたモデルケース、夫婦2人と子供2人の合わせて4人家族で給与収入が200万円、所得にして157万円の法定減免2割を受ける場合でも国保税額は年収の12%、所得の19%ともいえる23万5,600円にもなっているわけです。税金を払い、国保税や年金保険料を払ったら幾ら生活費に使えるだろうか、家賃や教育費を想定したら食費に使える額は僅かになります。しかも国保税は均等割・平等割という応益割税が課せられているために、生活保護基準より低い所得しかない加入者にも税金がかけられているのであります。このように国保税を滞納する方々の多くが支払い能力がないため、払いたくとも払えないというのが現実であります。

そこで、払いたくとも払えない人が気軽に申請減免ができるよう周知、申請書の窓口設置等、体制の一層の充実を願うものであります。減免は担税力のない人が滞納者になる前に救済する制度であります。滞納者に督促状を送付して個別訪問をしたり、資格証を発行したりしても、先方から連絡がない場合が多く、結果的にこれらは不納欠損を生ませ、7,500万円もの不納欠損を生じさせているわけであります。こうした滞納処理と収納率向上に苦慮するこの市にとっても、申請減免制度の機能を十分活かす、そうした行政こそ市にとってもいいわけでありますので、是非ともこれらの充実を求めるところでありますけれども、現状と今後の対応を伺いたいと思います。

これで私の壇上での質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 2番佐藤文子君に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の第1点は、高齢者が安心して暮らせるまちについてであります。

はじめに、高齢者等の日常生活を支える交通システムと買い物支援につきましては、核家族化の進展や多様なライフスタイルの定着、住民同士の近所付き合いの希薄化から、特に家族の支援が得られないひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の方々が地域で孤立化する傾向にあり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、地域住民同士が支え合う仕組みづくりが喫緊の課題となっております。

全体としては、小規模集落対策事業に含まれると思いますが、福祉関係では昨年度大仙市が国の地域福祉推進市町村の指定を受け、3年間にわたり住民や自治会等の福祉力の向上に資する「安心生活創造事業」に全国の先進事例として取り組んでおります。その中で高齢者の見守り体制の整備や買い物支援の取り組みを主要なテーマとして位置付けており、今年度は大曲地域の東曲地区と西仙北地域を対象に、高齢者への宅配システムや店舗への移動手段の確保などに関し、地元の商工会や商店街の方々と話し合う場を持つ計画であります。

今後、高齢化が一層進展し、高齢者を支える担い手が減少していく中で、公的サービスだけでは対応が困難な生活課題が増加していくことから、住民や自治会、民生委員や社会福祉協議会のほかに地域社会の一員として民間企業の協力をいただきながら、地域全体での支え合いを主体としたシステムを構築し、地域福祉の推進に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

次に、高齢者社会における除排雪対策についてであります。

冬期間における市民生活の安全確保と地域産業の円滑な活動を保つため、安全で安心な道路管理が極めて重要な課題であると考え、19年度から除雪作業に対し、全面的に業者や組合委託へ切り替えを行ったほか、除雪機械250台が出動基準に基づいて一斉に作業に入るなど、全市統一した方式で除雪作業に取り組んできたところであります。

また、除雪パトロールや歩道除雪の強化をはじめ、市街地の集中的な排雪など、よりきめ細やかな除排雪に努め、冬期交通の確保を図ってまいりました。

除排雪作業は雪国に暮らす地域住民にとって体力的な負担が大きく、とりわけ、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯の負担の軽減は本市の福祉政策の大きな課題となっております。

ます。市では自力で除雪をすることが困難で、かつ親族や近隣者からの援助を得ることができない65歳以上の高齢者を対象に、家屋への出入口の確保を目的とし、道路除雪車の通過後に家屋前に残された雪塊等を除排雪する「高齢者除雪サービス事業」を行っており、各地域の建設業協会等が業務を実施しております。

委託業者へは1シーズン1世帯当たり3万6千円をお支払いし、利用者には収入に応じた負担をいただいておりますが、昨年度実績では、ひとり暮らし高齢者を中心とする300世帯が利用しており、利用者は年々増加傾向にあります。

本市における地域福祉課題への対応のあり方については地域福祉計画の中で示しておりますが、自助・共助・公助の役割を分担し合い、どうしても補いきれない部分へ公的サービスを提供することとしております。

なお、冬期間の高齢者支援については、市社会福祉協議会が総合的な高齢者の除雪支援の窓口となって、毎年11月に除雪ボランティアの必要な高齢者世帯の調査を行い、対象者を把握するなど、緊急時を含めた生活支援活動に対応を行っているほか、生活困窮のひとり暮らしの高齢者を対象とした雪下ろし費用補助事業を行い、年1回5千円の補助金を支給しております。

また、社会福祉協議会が中心となって結成した除雪ボランティアの集団であります「大仙雪まる隊」が、自力では除雪が困難な高齢者や障がい者の雪寄せ支援を行っており、地域の中・高校生や町内会、青年会や企業など個人と39団体の会員を合わせ1,073名が登録し、高齢者の冬の暮らしを支えています。

高齢社会の進展に伴い、地域に暮らすひとり暮らしの高齢者や高齢世帯の割合は今後ますます増加傾向にあることから、当事業の展開とあわせ、地域における共助の枠組みの整備を進めることが、ひいては利用者負担の軽減につながるものと考え、高齢者が安心して暮らせる地域環境づくりを図ってまいりたいと考えております。

また、市の道路除雪は約98%を機械除雪で行っておりますが、機械除雪が困難な狭隘道路の交通確保に関して、消雪施設の果たす役割は大変大きいものがあり、身近な生活道路の確保について有効な手段であると考えております。現在、市全体では232消雪組合のうち、大曲地域にあつては213組合が消雪施設整備事業補助金交付要綱に基づき助成措置を受けて施設整備や維持管理をしていただいておりますが、この制度は今後も継続してまいりますので、積極的に活用していただきたいと考えております。

このような経過を踏まえ、高齢者対策として消雪施設を市が直接整備することは市営

住宅以外は考えておりませんが、消雪組合を組織して施設整備する場合は、相当受益者負担金が嵩むことを考慮し、組合への補助の増額等も検討課題かと考えております。

また、市では、さらにきめ細やかな除雪対策を構築するため、大仙市除雪計画を毎年7月末を目途に策定するほか、除雪作業では道路沿線の方々に対する除排雪の負担軽減への配慮、一定の積雪量に達した際の速やかな排雪に努めるなど、様々な工夫を凝らしながら市民が安心して生活できるよう対応してまいります。

なお、議員の質問にありました改正過疎法の活用につきましては、過疎対策事業債の適用事業に拡充されたソフト事業のメニューの中に、地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落維持・活性化のための事業などが示されておりますが、その対象となるためには過疎地域自立促進市町村計画に盛り込むことが必要とされており、現在、どのようなソフト事業を盛り込むことができるか検討中であります。今後、県のヒアリングを受け、9月議会に同計画に関する単行案を上程する計画で作業を進めており、議員ご質問の高齢者対策に関する事業についても検討したいと考えております。

質問の第2点は、国民健康保険税の減免制度についてであります。

はじめに、国保税の減免につきましては、収入額が生活保護の基準を下回る方や所得額が大幅に減少した方などについて、条例や取り扱い要綱に基づき実施しているものであります。

ここ3年間の国保税の減免状況につきましては、平成19年度が39件の申請のうち23件で、税額で117万8,300円が減免となっております。また、20年度は58件の申請のうち47件、税額で397万5,400円が減免となっております。さらに平成21年度には153件の減免申請があり、そのうち144件、税額で1,319万200円が減免となっており、この3年間で申請件数、減免税額、ともに大幅に増加している状況にあります。

平成21年度の減免理由の内訳といたしましては、疾病や失業などにより収入額が生活保護の基準以下の方が137件、また、所得の大幅な減少による方が6件、火災等で財産の被災を受けた方が1件となっております。

こうした減免申請者の増加の背景には、景気の悪化に伴う納税者の担税能力の低下が第一に挙げられますが、収納推進課や各総合支所の市民課の窓口で納税相談に来られる方や収納担当者が臨戸訪問している方で減免の対象になると思われる方については、担

当者がその場で減免制度をお知らせし、直ちに減免申請をいただくよう対応したことも一因であると考えております。

次に、今後の対応についてであります。市広報紙や国保だよりなどへの掲載及び広報紙へのチラシの折り込みなどを通じて、より一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

なお、平成22年度の税制改正で、応能・応益の賦課割合に関係なく7割・5割・2割の軽減が市の判断でできることとなり、また、倒産・解雇等の非自発的理由により離職した雇用保険の受給資格者である場合などにおいては、給与所得の金額を100分の30に軽減して算定する特例措置を講ずるなど、所得の低い方々への配慮した改正が行われておりますので、こうした点についても周知に努めてまいりたいと存じます。

以上です。

- 議長（児玉裕一君） 2番、1つ目の項目について再質問ありませんか。はい、2番。
- 2番（佐藤文子君） 高齢者の買い物等については、いろいろモデルケースとして実施して検討を始めているというふうなことがありましたので、是非安心して買い物に出かける、自分で見て選べる、こうした買い物、認知症の予防に最大効果が買い物というふうなものが効果があるわけでありますので、そうした意味からも是非とも高齢者が安心してこの日常生活を送れるよう対応を願っております。

さて、除排雪の問題ですけれども、今やっている高齢者等の除雪サービス、この利用を今後も続けていくこと、消雪組合への補助金等の増額も含めて今後検討したいこと、それからボランティア組織隊の強化、こういったことなどをやっていくというふうなことでありますけれども、これからの高齢者宅の除雪も今までの施策の延長というふうな感じにちょっと見受けられたわけですが、高齢化が本当に深刻になっているわけがあります。高齢者と除雪サービス、これは除雪車で寄せられた雪の塊を寄せることができない高齢者へのサービスが何とかできないものかというのは、提案を平成3年9月ころの議会で初めて提案させていただいたものだったわけです。それが施行されるまで、平成12年の施行まで至るに約9年かかりました。そして12年度の高齢化率というのは、大曲におきましては65歳以上22.8%だったわけです。高齢者世帯というのも当時約900世帯くらいだったわけです。ところが20年経った今の段階の大曲地区における高齢化率というふうなのは30%を超えておりますね。高齢化率というふうなのが大曲地区においては28.27%、それからひとり暮らし及び高齢者世帯だけで送っ

ている方々というふうなのは合わせて3, 182件、大曲地区でですよ、そういうふうなことで、5件に1件以上がもう高齢者世帯だけになっているわけです。そういう意味で、果たして、そして高齢化率というふうなのも大曲地区の場合を見ますと、特にどの地区に行っても都市部、また住宅密集地における高齢化率が大変進んでおります。特に40%を超える高齢化率になっているのは、大曲地域には178行政区ありますけれどもそのうちの20行政区が40%を超えているわけです。もうこういうふうになってきますと、果たしてこの高齢者が安心して出かけられる、そして高齢者が雪寄せを、つらい雪寄せをしなくても済む、そうした道路行政に切り替えていく必要があるのではないかというふうに思うわけです。そういう意味で、これまでいろいろこの消雪組合等に補助も行って進めてきているわけですが、大体にしてもものすごい高齢化が進んで、その組織化が非常に難しい。そして高齢者ばかりなので収入も非常に少ないので自己負担が非常に大変だというふうなことで、かつて2回ぐらいの議会の前に陳情として出された、全額を市の補助で作ってもらえないかという陳情が出され、これを否決した経緯がありますけれども、そういうふうな高齢化率の非常に高い地域での除排雪整備、消雪整備を望む声がものすごく大きくなってくる。そういうふうな意味からも、福祉行政、またボランティア隊に頼った除雪行政、道路行政というふうなものは、今の高齢化率、そして10年後、20年後の見据えた高齢化率のこの大仙市で、果たしてそういうボランティア及び福祉行政の一環としての施策だけで十分なのかというふうなのは私は非常にいつも疑問に思っているわけです。そういう意味で、しっかりとこの豪雪、高齢化の都市の道路行政のあり方、冬の道路の行政のあり方というふうなものを根本からやっぱり考えていかなきゃなんないんじゃないかっていうふうなことを言いたかったわけです。その辺、答弁ができるようでありましたらお願いいたしたいと思います。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 再質問にお答えいたします。

根本から考えることができないかということではありますが、税制等が、社会保障制度が根本的に変わらない限り、私はそういう問いに対しては無理だと、こういうふうに思っております。ただ、我々が今やれること、やらなきゃならないこと、これはもちろん公的な助成というものも当然考えなきゃなりませんけれども、やはりその、自助・共助・公助、この組み合わせの中で最大限やっていくっていうことではないかなと思います。

今、従来の施策の延長ではないかというお話ですがけれども、決してそうではないと思

います。今、社会福祉協議会の皆さんを中心に、例えば雪まる隊という組織の中で、できるだけそういう人たちに目配せしようというような大きな動きもございます。この仕組みが大きくなる、100%ゼロのボランティアということにはならないと思いますので、そこに我々のやっぱり公的なあれを入れながらやっぱりやっていくというそういう組織をより拡大していくことが、やっぱり全体のつながりにつながっていくことでありますので、そういう面に公的な助成というものをもう少し考えていかなきゃならないのではないかなというふうに思っています。

それから、確かに高齢者社会であります。ただ、その統計上の65歳以上の云々ということにあまりこだわってしまいますと、より元気な高齢者になろうということが、まず我々やっぱりそういうふうにとらえていかないと、あまり暗い面ばかり強調されてもいかかかと私は思っております。その体に合った、やっぱり雪国に生まれたこれは宿命でありますので、体、体力に合ったやっぱりこの雪寄せ的なもの、こういうものはあまり後ろ向きにとらえないでいかないと、65歳以上は全部何か手当をしなきゃならないということになりますと、これはもうとんでもないことになってしまいますので、やっぱり元気ないろんな今の介護保険制度でも、元気なお年寄りをつくっていこうという概念で頑張っているところのございますので、そういう概念の中で、やはりその元気なお年寄りの皆さんには、やはりその除雪についても、やっぱり少し自分でやっていこうとか、そういう概念を入れながらやっぱりその、雪国のこの高齢者の除雪問題というのを考えていくべきだなと私は思っております。

○議長（児玉裕一君） 2番、この1つ目の項目について再々質問は。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 皆さん頑張って除雪しているわけです。機械除雪が主流のこの大仙市の除雪ですけれども、やっぱり道路が立派になれば、どんどん車が安心してスムーズに走れるようになるために、いわゆるこのドライバーにとっての安心道路の除雪というふうな観点がやっぱりこう強いんだというふうに思うんです。そういう一方で、この高齢者の出入りがさらに大きな雪の塊を寄せられるものですから、そういうふうな意味で非常にまた難儀が大きくなってきているというのも現実なわけでありまして、高速道路などの一部では融雪を下に、路面の下にですか、そういうのが入った、そういったところにもお金をかけて、そういうふうにもやっている。そういうふうな意味で、この高齢者の道路、高齢化の進んだまちでの道路行政というふうなものは、やっぱりこう、そろそろこの機械除雪で車にやさしい道路とあわせて高齢者に、歩行者、高齢者、障がい

者にやさしい冬の道路行政というふうなものも並行して重要に考えなきゃいけないんじゃないかというふうなことをまず申し上げてこの点については終わります。

○議長（児玉裕一君） それでは2つ目の項目についての再質問はありますか。はい、2番。

○2番（佐藤文子君） 申請減免が大変増えてきたということと、それから、いろいろ収納に伺った職員等がその場ですぐにこの減免のできるというふうなこともお話してその対応を進めてきたことが大幅な申請減免者の増加につながっているというような答弁でありまして、この低所得者が、生活保護基準を割る低所得者が確実に漏れなく滞納しなくてもいいように、この申請減免というものが行えるようなその仕組みというふうなものでは、広報に知らせることも重要ですけども、納付書が間もなく7月に配布されるわけですので、そこにも是非ともお知らせ版をしっかりと組み込むなどして、全加入世帯がその申請減免というそういう手続きがしっかりとれるというものを知れるように対策をとっていただきたいと思います。その辺いかがでしょうか。

○議長（児玉裕一君） 答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美君） 議員ご指摘のことを是非やりたいと思いますが、ちょっと日程的に間に合うかどうか確認させていただかなければならないと思いますが、できるだけ今のこの申請減免の制度、こういう制度がありますので、わかりやすく、あるいはそのそういう制度が対象となりそうな方にはきちっと情報が届いて、その情報がわかりやすく届くようなことに工夫を凝らしてみたいなというふうに思っています。大体こういう制度というのは、相当わかりやすくお知らせしないと市民の皆さん、わからないということになりますので、その辺の表現等も十分検討しながら、様々な方法でこうした制度を活用していただけるような形にしたいと思っています。

○議長（児玉裕一君） 2つ目の項目について再々質問は。

○2番（佐藤文子君） ありません。以上です。

○議長（児玉裕一君） これにて2番佐藤文子君の質問を終わります。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第2、議案第101号から日程第28、議案第127号までの27件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第101号から議案第127号までの27件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第29、議案第128号及び日程第30、議案第129号の2件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。老松総務部長。

○総務部長（老松博行君） それでは、ご説明申し上げます。

本日追加提案をさせていただく議案は、ロータリー除雪車の購入と中通線の新設工事に係る契約案件であります。

本2件につきましては、いずれも国庫補助事業であることから、補助金の交付決定を受けてから発注手続きに入っておりますが、この交付決定の時期と入札などの手続きに要する期間との関係から、今次定例会における当初提案にはどうしても間に合わなかった案件であります。

しかしながら、除雪車の制作期間や工事の期間を考慮いたしますと、今次定例会で議決をいただいて発注する必要があることから追加提案をさせていただくものでありますので、どうぞよろしくご理解を賜りたいと存じます。

それでは、追加の議案書の1ページをご覧いただきたいと思います。

議案第128号、財産の取得について、ご説明申し上げます。

本案は、中仙地域に配備するロータリー除雪車2.2m級1台を購入することについて、議会の議決をお願いするもので、指名競争入札を執行した結果、打川自動車株式会社が落札いたしましたので、契約金額2,149万3,500円で仮契約を締結したところであります。

次に、2ページになります。

議案第129号、工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

本案は、都市計画道路中通線の新設に係る工事請負契約の締結について、議会の議決をお願いするものであります。

入札価格のほかに業者の施工実績などについても評価を行う総合評価落札方式による条件付き一般競争入札を執行した結果、秋田振興・高吉特定建設工事共同企業体が落札

いたしましたので、契約金額1億6,065万円で仮契約を締結したところであります。

工事の内容についてであります。大曲駅前第二地区土地区画整理事業の施工区域内において、鉄道と道路が交差するアンダーパス部分から大曲黒瀬町側に都市計画道路中通線延長80mを新設するもので、舗装工事を除き地盤改良工事やU型擁壁工事などを行うものであります。

工期につきましては、平成22年6月25日から平成23年3月18日までとしております。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（児玉裕一君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第128号及び議案第129号は、議案付託表のとおり建設水道常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） 次に、日程第31、陳情第17号及び日程第32、陳情第18号の2件を一括して議題といたします。

本2件は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（児玉裕一君） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、6月17日から6月22日までの6日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（児玉裕一君） ご異議なしと認めます。よって、6月17日から6月22日までの6日間、休会することに決しました。

○議長（児玉裕一君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会し、来たる6月23日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でした。

午前 10 時 42 分 散 会